## マラ研究員(ネパール)

ネパールは、陸に囲まれた山岳国で、その国土の 17%は南部に広がる平原が占めていることから、モンスーン期には洪水や地滑りが発生しやすい状況にあります。資金や人材の不足、災害に対する意識の低さといった問題も顕在化しています。

ネパールで起こる自然災害は、地震、洪水、地滑り、林野火災、疫病、寒波・熱波と多岐にわたっており、自然災害救援法は、産業性・爆発性・毒性など全災害をも包含しています。



2004 年、ネパール東部タライでは、深刻な洪水が発生し、全域にわたって 浸水する事態となりました。この洪水により、被災者1万人以上、避難民約4 千名を出しました。

同国では、1982 年に自然災害救援法が制定され、内務省が災害前後の活動における全ての責務を果たすことになりました。私はこのような任務のもと、内務省で勤務していましたが、現在はルクム地方にある地方災害救援委員会の委員長を務めています。

ネパールにおける防災政策についてですが、政府による国家計画の中に防災の要素を取り入れているのが特徴の一つです。さらに、上述の自然災害救援法の他、国家行動計画、治水政策、流域開発政策も制定・施行しました。今後は、土地利用政策、先端気象予報技術、災害情報伝達システムなど、より適切な防災システムの構築・運用が求められています。

私は、当センターの客員研究員として1月に来日して6月まで滞在する予定ですが、その間、予防による災害被害軽減の面に焦点を当て、日本の防災システムに関する知見を得て、帰国後、母国に貢献したいと考えております。